

政令第二百八十七号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改める。

第二条第一項中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同条第二項中「文教施設企画部」を「文教施設企画・防災部」に改める。

第三条第二項中「文教施設企画部」を「文教施設企画・防災部」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同条中第六号を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 教育基本法（平成十八年法律第二百十号）の施行に関する事務の総括に関すること。

第四条中第七号から第十号までを削り、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とし、同号の次に次の

一号を加える。

九 児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関すること（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

第四条第十三号を同条第十号とし、同号の次に次の三号を加える。

十一 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における国際理解教育（以下この条及び第二十六条において単に「国際理解教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

十二 学校運営協議会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の六に規定する学校運営協議会をいう。）その他の学校の運営に関する学校と地域住民その他の関係者との連携及び協力に関する制度（第三十条第八号において「学校運営協議会等」という。）に関すること。

十三 学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。第三十一条第七号及び第三十四条第十二号において同じ。）及び災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の

災害に関する共済給付をいう。第三十一条第七号及び第三十四条第十二号において同じ。）に関すること
と（初等中等教育の基準（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関するこ
とを除く。）。

第四条中第三十二号を第三十九号とし、第三十一号を第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八 独立行政法人教職員支援機構の組織及び運営一般に関すること。

第四条第三十号を同条第三十六号とし、同条第二十九号中「情報教育」を「国際理解教育」に改め、同号
を同条第三十五号とし、同条第二十八号中「情報教育」を「国際理解教育」に改め、同号を同条第三十四号
とし、同条第二十七号を同条第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三 教育の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの並びに高等教育局及び
国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

第四条中第二十六号を第三十一号とし、第二十五号を第三十号とし、第二十四号を第二十八号とし、同号
の次に次の一号を加える。

二十九 社会教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること。

第四条中第二十三号を第二十七号とし、第二十二号を削り、同条第二十一号中「図書館（学校図書館を除く。）、公民館その他の」を削り、同号を同条第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六 学校図書館に関する事。

第四条第二十号中「図書館（学校図書館を除く。）、公民館その他の」を削り、同号を同条第二十四号とし、同条第十九号中「並びに司書及び司書補」を「司書及び司書補並びに司書教諭」に改め、同号を同条第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 社会教育のための補助に関する事（文化庁の所掌に属するものを除く。）。

第四条中第十八号を第二十一号とし、第十七号を第二十号とし、同条第十六号中「初等中等教育局及び」を削り、同号を同条第十九号とし、同条第十五号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、同号の前に次の三号を加える。

十四 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する事。

十五 地方公務員である教育職員の採用のための選考に関する指導、助言及び勧告に関する事。

十六 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育、海外から帰国した児童

及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関する
こと。

第五条第四号中「文化庁」の下に「並びに総合教育政策局」を加え、同条第六号、第七号及び第九号中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同条第十五号中「以下同じ。」、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。以下同じ。）、「を」を「第四十一条第二号において同じ。」及び「に改め、「及び災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。以下同じ。）」を削り、同条中第十七号から第十九号までを削り、第二十号を第十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

十八 視聴覚教育に関する連絡調整に関すること。

十九 学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること（高等教育局の所掌に属するものを除く
）。

第五条第二十一号中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同号を同条第二十号とし、同条中第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を削り、同条第二十四号中「情報教育」を「安全教育」に改め、

同号を同条第二十二号とし、同条第二十五号中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第二十六号中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条中第二十七号を第二十五号とし、第二十八号から第三十号までを二号ずつ繰り上げ、第三十一号を削る。

第六条第一項第一号及び第三号中「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同項第四号中「初等中等教育局」を「総合教育政策局」に改め、同項第十号中「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同項中第二十九号を第三十号とし、第二十四号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十三号中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、同項第十九号中「文化庁並びに」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同号を同項第二十号とし、同項第十八号中「文化庁並びに」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同号を同項第十九号とし、同項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、同項第十五号中「第四十七条第六号」を「第四十七条第七号」に改め、「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同号を同項第十六号とし、同項第十四号中「こと（」の下に「総合教育政策局

及び」を加え、同号を同項第十五号とし、同項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 公認心理師に関する事務のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。

第六条第二項中「前項第二十一号から第二十四号まで、第二十五号」を「前項第二十二号から第二十五号まで、第二十六号」に、「第二十九号」を「第三十号」に改める。

第十三条第一項中「二人」を「三人」に、「文教施設企画部」を「文教施設企画・防災部」に改め、同条第二項及び第三項中「文教施設企画部」を「文教施設企画・防災部」に改める。

第十四条中「文教施設企画部」を「文教施設企画・防災部」に改める。

第二十条第一号中「文教施設企画部」を「文教施設企画・防災部」に改め、同条第三号中「及び施設助成課」を「並びに施設助成課及び参事官」に改め、同条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号及び第九号を削り、第十号を第六号とし、第十一号から第十三号までを四号ずつ繰り上げ、同条第十四号中「文教施設企画部」を「文教施設企画・防災部」に改め、同号を同条第十号とする。

第二十三条中第二号を第六号とし、第一号を第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

- 一 公立の学校施設の災害復旧に係る援助及び補助に関すること。
- 二 国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する文教施設の災害復旧に係る補助金の交付に関すること。
- 三 文教施設の防災に関する施策の基本方針の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 四 文教施設の防災その他保全に関する指導及び助言に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに他局の所掌に属するものを除く。）。

第一章第二節第三款第二目の目名を次のように改める。

第二目 総合教育政策局

第二十四条を次のように改める。

（総合教育政策局に置く課）

第二十四条 総合教育政策局に、次の七課を置く。

政策課

教育改革・国際課

調査企画課

教育人材政策課

生涯学習推進課

地域学習推進課

男女共同参画共生社会学習・安全課

第二十五条第一号中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 教育基本法の施行に関する事務の総括に関すること。

第二十五条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な計画に関すること。

第二十五条第五号を削り、同条第六号中「庶務（）」の下に「生涯学習分科会、」を加え、同号を同条第五号とし、同条第七号を削り、同条第八号中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同号を同条第六号とする。

第三十一条を削る。

第三十条（見出しを含む。）中「男女共同参画学習課」を「男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同条第一号中「形成」の下に「その他の共生社会の形成」を加え、同条第六号を次のように改める。

六 海外から帰国した児童及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関する事。

第三十条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 学校安全及び災害共済給付に関する事（初等中等教育の基準（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関する事を除く。）。

八 青少年の心身に有害な影響を与える環境の改善に関する事（内閣府の所掌に属するものを除く。）。

第一章第二節第三款第二目中第三十条を第三十一条とし、第二十九条を削る。

第二十八条（見出しを含む。）中「社会教育課」を「地域学習推進課」に改め、同条第一号中「及び他課」を「並びに教育人材政策課及び男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「及び他課」を「並びに教育人材政策課及び男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同号を同

条第二号とし、同条第四号中「図書館（学校図書館を除く。）、公民館その他の」を削り、「青少年教育課及び男女共同参画学習課」を「男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「図書館（学校図書館を除く。）、公民館その他の」を削り、「青少年教育課及び男女共同参画学習課」を「男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 学校図書館に関すること（教育人材政策課の所掌に属するものを除く。）。

第二十八条第八号中「他課」を「教育人材政策課及び男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第七号中「他課」を「教育人材政策課及び男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第六号の次に次の七号を加える。

七 地域の振興に資する見地からの基本的な文教施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

八 学校運営協議会等に関すること。

九 青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。

十 社会教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること。

十一 家庭教育の支援に関すること。

十二 青少年の健全な育成の推進に関すること（内閣府及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）。

十三 文部科学省の所掌事務に係る青少年の健全な育成に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

第二十八条を第三十条とし、第二十七条を削る。

第二十六条第一号中「他課及び参事官」を「地域学習推進課及び男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同条第三号中「情報教育課」を「男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同条第四号中「初等中等教育局及び」を削り、「情報教育課」を「男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同条第六号及び第七号を削り、同条第八号中「情報教育課」を「地域学習推進課」に改め、同号を同条第六号とし、同条第九号中「並びに学校開放」を削り、「情報教育課」を「男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同号を同条第七号とし、同条第十号中「並びに学校開放」を削り、「情報教育課」を「男女共同参画共生社会学習・安全課」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 中央教育審議会生涯学習分科会の庶務に関すること。

第二十六条第十一号を同条第十号とし、同条を第二十九条とする。

第二十五条の次に次の三条を加える。

(教育改革・国際課の所掌事務)

第二十六条 教育改革・国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(政策課の所掌に属するものを除く。)

二 教育、スポーツ及び文化に係る情報通信の技術の活用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三 国際理解教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

四 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育に関すること。

五 教育の振興に係る国際文化交流の振興に関すること(外交政策に係るもの並びに高等教育局及び国際統括官の所掌に属するものを除く。)

六 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、国際理解教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

七 教育関係職員その他の関係者に対し、国際理解教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
(調査企画課の所掌事務)

第二十七条 調査企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 教育、スポーツ、文化及び宗教に係る調査及び研究に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

二 教育、スポーツ、文化及び宗教に係る統計に関すること(他の所掌に属するものを除く)。

三 児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関すること(初等中等教育局及び教育改革・国際課の所掌に属するものを除く)。

四 外国の教育事情に関する調査及び研究に関すること。

五 国立教育政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

(教育人材政策課の所掌事務)

第二十八条 教育人材政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 教育職員、社会教育主事、司書及び司書補並びに司書教諭及び学校司書の養成並びに資質の保持及び向上に関すること。

二 地方公務員である教育職員の採用のための選考に関する指導、助言及び勧告に関すること。

三 社会教育主事、司書及び司書補並びに司書教諭の講習に関すること。

四 独立行政法人教職員支援機構の組織及び運営一般に関すること。

第三十二条中「十課」を「九課」に、「国際教育課」を「情報教育・外国語教育課」に改め、「教職員課」を削る。

第三十三条第五号を削り、同条第六号中「生涯学習政策局並びに他課」を「総合教育政策局並びに他課及び参事官」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「及び中等教育学校」及び「並びに中学校及び高等学校における教育で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定によるもの」を削り、「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第八号から第十号までを削り、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とする。

第三十四条第二号中「給与」を「任免、給与その他の身分取扱い」に、「その」を「これらの制度の」に改め、「こと」の下に「（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第十一号中「学校保健、」及び「学校給食」を削り、同号を同条第十二号とし、同条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「並びに生涯学習政策局」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

第三十五条第一号中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「生涯学習政策局並びに他課」を「総合教育政策局並びに他課及び参事官」に改める。

第三十六条第一号中「」を「」並びに「」に改め、「並びに中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校及び中等教育学校における産業教育（以下この条において単に「産業教育」という。）の振興」を削り、「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、「及び国際教育課」を削り、同条第三号から第六号までを削り、同条第七号中「、産業教育」を削り、「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、「及び国

際教育課」を削り、同号を同条第三号とし、同条第八号中「産業教育」を削り、「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、「及び国際教育課」を削り、同号を同条第四号とし、同条第九号を削る。

第三十七条第二号中「特別支援教育課、健康教育・食育課及び参事官」を「総合教育政策局及び他課」に改め、同条第三号中「こと（」の下に「総合教育政策局並びに」を加え、同条第四号、第六号及び第七号中「文化庁」の下に「並びに総合教育政策局」を加える。

第三十八条第一号中「特別支援学校の運営の状況についての評価及びその結果に基づく運営の改善に係るもの並びに」を「総合教育政策局並びに財務課及び」に改め、同条第三号中「文化庁」の下に「並びに総合教育政策局」を加え、同条第四号中「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同条第五号及び第六号中「文化庁」の下に「並びに総合教育政策局」を加える。

第三十九条を次のように改める。

（情報教育・外国語教育課の所掌事務）

第三十九条 情報教育・外国語教育課は、次に掲げる事務（第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事務にあつては、特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園における情報教育（第三号、第七号及び第八号において単に「情報教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における外国語教育（以下この条において単に「外国語教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 三 情報教育及び外国語教育の基準（外国語教育の教材に係るものを除く。）の設定に関すること。
- 四 視聴覚教育に関する連絡調整に関すること。
- 五 学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。
- 六 中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における情報教育の振興に関する援助及び助言に関すること。
- 七 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、情報教育及び外国語教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

八 教育関係職員その他の関係者に対し、情報教育及び外国語教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

第四十一条第二号中「、学校安全、」を「及び」に改め、「及び災害共済給付」を削り、同条第四号を削る。

第四十二条及び第四十三条を次のように改める。

(参事官の職務)

第四十二条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 高等学校及び中等教育学校における教育並びに中学校及び高等学校における教育で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定によるものの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（総合教育政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 高等学校及び中等教育学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。次号において同じ。）における定時制教育の振興に関する

- る企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（総合教育政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 高等学校における通信教育に関すること（総合教育政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校及び中等教育学校における産業教育（以下この条において単に「産業教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 産業教育のための補助に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 産業教育の基準（教材に係るものを除く。）の設定に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（産業教育のための施設の整備に係るものに限る。）に関すること。
- 九 中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に関する援助及び助言に関すること（安全教育に係るもの並びに健康教育・食育課及び情報教

育・外国語教育課の所掌に属するものを除く。）。

十 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、産業教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

十一 教育関係職員その他の関係者に対し、産業教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

十二 看護師、准看護師又は介護福祉士の養成のための高等学校及び中等教育学校の指定に関すること。

第四十三条 削除

第四十五条第五号中「第四十七条第七号」を「第四十七条第八号」に改める。

第四十六条第二号及び第三号中「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同条第四号中「初等中等教育局」を「総合教育政策局」に改め、同条第六号及び第七号中「文化庁並びに」の下に「総合教育政策局及び」を加える。

第四十七条第一号中「並びに教育職員の養成のための教育」を削り、「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同条第二号中「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同条第三号中「初等中等教

育局」を「総合教育政策局」に改め、同条第五号中「第八号及び第九号」を「第九号及び第十号」に改め、「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号中「文化庁並びに」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同号を同条第十号とし、同条第八号中「文化庁並びに」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「こと（」の下に「総合教育政策局及び」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 公認心理師に関する事務のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。

第五十条第一号中「初等中等教育局及び」を「総合教育政策局及び初等中等教育局並びに」に改める。

第五十二条第一号中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改める。

第九十九条第二号中「初等中等教育局」を「総合教育政策局」に改める。

附則中第五項を削り、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

（初等中等教育局参事官の所掌事務の特例）

6 初等中等教育局参事官は、第四十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二項第一号に掲げる

事務をつかさどる。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年十月十六日から施行する。

(中央教育審議会令の一部改正)

2 中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第十条中「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改め、同条ただし書中「ただし」の下に「、生涯学習分科会に係るものについては文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課において」を加える。

理由

文部科学省の所掌事務の的確な遂行を図るため、本省に総合教育政策局を、初等中等教育局に情報教育・外国語教育課を新たに置く等の必要があるからである。